

地質調査業務共通仕様書

平成 21 年 2 月 制定
令和 7 年 4 月 改定
横浜市水道局

第 1 条 準用

- 1 「地質調査業務共通仕様書（横浜市水道局）」は、「地質調査業務共通仕様書（令和 7 年 3 月改定横浜市）」を準用する。この場合において、本文を以下のように読み替える。
 - (1) 第 101 条第 1 項及び第 102 条第 4 項にある「横浜市」は「横浜市水道局」と読み替える。
 - (2) 第 102 条第 1 項にある「市長又はその委任を受けた者」は「水道事業管理者」と読み替える。